



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

96	介護保険法による介護老人保健施設の許可	(長寿社会課)..... 2
97	身体障害者福祉法による医師の指定	(障害福祉課)..... 2
98	救急病院の認定	(医務課)..... 2
99	〃	(〃)..... 3
100	〃	(〃)..... 3
101	〃	(〃)..... 3
102	〃	(〃)..... 3
103	〃	(〃)..... 3
104	〃	(〃)..... 4
105	〃	(〃)..... 4
106	〃	(〃)..... 4
107	〃	(〃)..... 4
108	〃	(〃)..... 4
109	〃	(〃)..... 5
110	〃	(〃)..... 5
111	大規模小売店舗の新設の届出	(商工振興課)..... 5
112	〃	(〃)..... 6
113	農用地利用配分計画の認可の申請	(経営支援課)..... 7
114	〃	(〃)..... 8
115	〃	(〃)..... 8
116	〃	(〃)..... 8
117	保安林の指定の解除	(森林整備課)..... 8
118	〃	(〃)..... 9
119	〃	(〃)..... 9
120	保安林の指定施業要件変更予定	(〃)..... 9
121	〃	(〃)..... 10
122	林業種苗生産事業者講習会の実施	(〃)..... 10
123	特定第2号漁業者の同意成立の届出	(水産振興課)..... 10
124	昭和51年和歌山県告示第22号(漁業災害補償法による区域等の指定)の一部改正	(〃)..... 11
125	平成元年和歌山県告示第671号(漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定)の一部改正	(〃)..... 11
126	平成24年和歌山県告示第608号(漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定)の一部改正	(〃)..... 11
127	道路の区域変更	(道路保全課)..... 12
128	道路の供用開始	(〃)..... 12

告 示

和歌山県告示第96号

介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第1項の規定により介護老人保健施設を次のとおり許可したので、同法第104条の2の規定に基づき公示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 介護保険事業者番号 3052280041
- 2 開設者の名称 医療法人竹村医院
- 3 施設の名称 介護老人保健施設セントポーリア
- 4 施設の所在地 田辺市東山一丁目7番23号
- 5 サービスの種類 介護老人保健施設
短期入所療養介護
介護予防短期入所療養介護
- 6 許可年月日 平成29年1月1日
- 7 許可の有効期間満了日 平成34年12月31日

和歌山県告示第97号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師を次のとおり指定した。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定医師名	診療科目	医療機関名	医療機関の所在地	指 定 年 月 日	診断する身体障害の種類												
					視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語	そ し ゃ く	肢 体	心 臓	腎 臓	呼 吸	又 は う 直 腸	小 腸	免 疫	肝 臓
山岸孝太郎	整形外科	くしもと町立病院	東牟婁郡 串本町サ ンゴ台69 1-7	平成 29. 1. 11						○							
坂田仁郎	整形外科	国保日高総合病院	御坊市菌 116番地2	平成 29. 1. 11						○							
高橋賢	内科 呼吸器内 科 内分泌内 科	高橋ファミリ ークリニック	東牟婁郡 那智勝浦 町大字天 満800	平成 29. 1. 11						○							

和歌山県告示第98号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 和歌山生協病院

- 2 所在地 和歌山市有本143-1
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第99号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 日本赤十字社和歌山医療センター
- 2 所在地 和歌山市小松原通四丁目20
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第100号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人青松会河西田村病院
- 2 所在地 和歌山市島橋東ノ丁1-11
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第101号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 医療法人裕紫会中谷病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神123-1
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第102号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 宇都宮病院
- 2 所在地 和歌山市鳴神505-4
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第103号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 中江病院
- 2 所在地 和歌山市船所30-1
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第104号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 橋本病院
- 2 所在地 和歌山市堀止南ノ丁4-31
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第105号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 中谷医科歯科病院
- 2 所在地 和歌山市屋形町一丁目11
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第106号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 辻整形外科
- 2 所在地 海南市築地1-50
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第107号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 石本病院
- 2 所在地 海南市船尾365
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第108号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 整形外科北裏病院
- 2 所在地 御坊市湯川町小松原454
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第109号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 北出病院
- 2 所在地 御坊市湯川町財部728-4
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第110号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院として次の病院を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 名称 国保野上厚生総合病院
- 2 所在地 海草郡紀美野町小畑198
- 3 有効期限 平成32年1月31日

和歌山県告示第111号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)エバグリーン塩屋店
和歌山県和歌山市塩屋五丁目67番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
エバグリーン廣甚株式会社 代表取締役 廣岡聖司
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅1590番地
- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年9月17日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,524m²
- 6 駐車場の収容台数
52台
- 7 駐輪場の収容台数
22台
- 8 荷さばき施設の面積
48m²
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
7.5m³
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前9時
閉店時刻 午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 14 届出年月日
平成29年1月16日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）
和歌山市産業まちづくり局産業観光部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成29年1月27日から同年5月29日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第112号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、同条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名（2）連絡先の電話番号（3）大規模小売店舗の名称（4）この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
業務スーパー岩出店・産直市場よってって岩出店
和歌山県岩出市中島751番地1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社プラス 代表取締役 野田正史

和歌山県田辺市宝来町17番12号

- 4 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年9月17日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,197㎡

- 6 駐車場の収容台数

60台

- 7 駐輪場の収容台数

34台

- 8 荷さばき施設の面積

48㎡

- 9 廃棄物等の保管施設の容量

12.7㎡

- 10 開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後8時

- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午後8時30分まで

- 12 駐車場の自動車の出入口の数

3か所

- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後10時まで

- 14 届出年月日

平成29年1月16日

- 15 届出等の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県那賀振興局地域振興部企画産業課（岩出市高塚209）

岩出市事業部産業振興課（岩出市西野202番地の3）

- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

縦覧期間 平成29年1月27日から同年5月29日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第113号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月10日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び西牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月9日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第110号	西牟婁郡白浜町平字下芝1400外4筆

和歌山県告示第114号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び有田振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月9日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第111号	有田郡有田川町長谷川字西ノ平240-2外1筆

和歌山県告示第115号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び伊都振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月9日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第112号	伊都郡高野町花坂字掛ノ谷187-1

和歌山県告示第116号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農地中間管理機構から平成29年1月16日に次の土地に関する農用地利用配分計画の認可の申請があったので、その旨を告示する。

なお、当該農用地利用配分計画は、和歌山県農林水産部農業生産局経営支援課及び海草振興局農林水産振興部農業水産振興課に備え置いて、平成29年2月9日まで縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

農用地利用配分計画の番号	賃借権の設定等に係る土地の所在及び地番
平成28年度第113号	海草郡紀美野町下佐々字下庄原1158-2外4筆

和歌山県告示第117号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字田尻字本谷542の3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第118号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字田尻字本谷548の7、548の25
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

和歌山県告示第119号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡日高川町大字田尻字本谷548の2・548の32・548の33(以上3筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第120号

農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により、告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
紀の川市(次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び那賀振興局農林水産振興部林務課並びに紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第121号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第122号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第11条第1項の規定により、林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施するので、林業種苗法施行令（昭和45年政令第194号）第3条の規定により公告する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 開催日時 平成29年3月10日（金）午前10時から午後5時まで
- 2 開催場所
 - (1) 講義 和歌山県林業試験場小教室（西牟婁郡上富田町生馬1504-1）
 - (2) 実習 和歌山県林業試験場中辺路試験地（田辺市中辺路町栗栖川291）
- 3 講習科目
 - (1) 種苗に関する法令
 - (2) 種苗の産地及び系統に関する事項
 - (3) 種苗の生産技術に関する事項
- 4 講習受講の申込み
受講希望者は、受講申込書に受講料として和歌山県証紙14,000円分を貼り付けて、最寄りの各振興局農林水産振興部林務課（以下「林務課」という。）に平成29年2月17日（金）までに申し込むこと。
- 5 その他
 - (1) 申込書の用紙は、林務課で交付する。
 - (2) 講習に必要なテキスト（テキスト代：1,800円）は、受講者が事前に購入しておくこと。

和歌山県告示第123号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
和歌山東漁業協同組合の地区	東牟婁郡串本町大島、須江又は檜野に住所又は根拠地を有する者が行う小型定置網漁業	南紀第1

和歌山県告示第124号

昭和51年和歌山県告示第22号（漁業災害補償法による区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
宇久井漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う敷網漁業を主とする漁業	宇久井敷網
紀州勝浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う敷網漁業を主とする漁業	勝浦敷網

和歌山県告示第125号

平成元年和歌山県告示第671号（漁業災害補償法の規定による共済加入区の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州勝浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	勝浦一本釣

和歌山県告示第126号

平成24年和歌山県告示第608号（漁業災害補償法の規定による区域及び区分の指定）の一部を次のように改正する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業の表を次のように改める。

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州勝浦漁業協同組合の地区	総トン数10トン以上20トン未満の動力漁船を使用して行う沿岸かつおまぐろ漁業	勝浦沿岸かつおまぐろ
	漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業のうち勝浦敷網、勝浦一本釣及び勝浦沿岸かつおまぐろ加入区の区分に属さない漁業	紀州勝浦漁業協同組合 その他

和歌山県告示第127号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御坊由良線

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員 メートル	延 長 メートル	備 考
日高郡由良町大字大引字田子谷 大平赤バイノ内961番579地内	旧	5.83 } 7.60	181.96	
同上	新	5.83 } 7.60	181.96	
同上	新	9.51 } 13.43	170.24	

和歌山県告示第128号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成29年1月27日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 御坊由良線

供用開始の区間 日高郡由良町大字大引字田子谷大平赤バイノ内961番579地内

供用開始の期日 平成29年1月27日